

(別紙 2-54 ベにずわいがに日本海系群 (大臣許可水域) )

第 1 特定水産資源の名称

ベにずわいがに日本海系群 (大臣許可水域)

第 2 管理年度

9月1日から翌年8月末日まで

第 3 資源管理の目標

ベにずわいがに日本海系群 (大臣許可水域) は、現時点では、再生産関係等を用いて目標管理基準値や限界管理基準値を示すことはできない。このため、再生産関係等を用いた漁獲シナリオ導入が可能となるまでの間は、下記の指標を代替的に用いて目標管理基準値等を設定する。その際、資源水準の指標は、国が行うベにずわいがに日本海系群の資源評価で推定された大臣許可水域の資源量相対値を資源量指標値として用いる。

1 目標管理基準値

過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの80パーセントに相当する資源水

準の値とする。

## 2 限界管理基準値

過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの56パーセントに相当する資源水準の値とする。

## 第4 漁獲シナリオ

### 1 漁獲シナリオ

直近の資源水準の値と第3の2の値の大小を比較した結果及び直近の資源水準の値と第3の1の値の差に基づき、漁獲量を調整する。

### 2 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、直近5年の我が国漁船及び韓国漁船の漁獲実績の平均値を1の規定に基づき調整した値とし、漁獲可能量は当該値に0.33（資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するための値）を乗じた値を超えない量とする。

## 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 ベにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）日本海ベにずわいがに漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

日本海ベにずわいがに漁業（許可省令第2条第16号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）の許可に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては許可省令第5の9の上項に掲げる区域、大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

日本海ベにずわいがに漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① 漁獲割当割合の申請期限

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の7月15日

② 漁獲割当割合を設定する日

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の8月15日まで

③ 漁獲割当割合の有効期間

一管理年度の期間

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度8月末日までの3年間をいう。以下この別紙において同じ。）におけるべにずわいがに日本海系群の漁獲量（(1)①の水域におけるものに限り、当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この別紙において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。

ウ 次の（ア）又は（イ）のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

（ア）（a）及び（b）を合計した割合（小数点第8位以下を切捨てたものとする。）

（a） 40パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）の総数で除することにより得た割合

(b) 60パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）ごとの基準期間の(1)①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の平均の漁獲量（漁獲量が0の場合を含む。）に応じて按分して得た割合

(イ) 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合

エ ウ(ア)(b)の漁獲量について、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(ア)から(ウ)までに定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(ア) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定により日本海べにずわいがに漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間の(1)①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間の(1)①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量の合計値

(イ) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有し

ていた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定による日本海べにずわいがに漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定により日本海べにずわいがに漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間の(1)①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間の(1)①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量の合計値（当該船舶により当該起業の認可の期間中にかごを使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合にあっては、当該漁獲量の合計値に、当該試験操業の期間における当該船舶の(1)①の水域における当該船舶のべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量を加えた数量）

(ウ) 当該船舶によりかごを使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合にあって、当該試験操業が基準期間中に開始されたものである場合 当該試験操業の開始の日以

降の当該船舶の基準期間の(1)①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量及び当該試験操業を行うに当たり受けた法第45条第2号又は第3号の規定による日本海べにずわいがに漁業の起業の認可の日前の当該起業の認可を受けるに際し見合いとした許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間の(1)①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量の合計値

⑤ 漁獲割当割合設定者の資格

日本海べにずわいがに漁業の許可又は起業の認可を受けた者

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日

毎管理年度の8月15日まで

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。

)

⑧ 年次漁獲割当量の控除の係数

規則第17条第1項の資源管理基本方針に定める係数は1とする。

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

本則第12のとおりとする。

2 ベにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

日本海べにずわいがに漁業の許可に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては許可省令第5の9の上項に掲げる区域、大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、日本海べにずわいがに漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

- ① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。
- ② 漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

全量を、べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）日本海べにずわいがに漁業に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。